

## 社長のためのお勉強

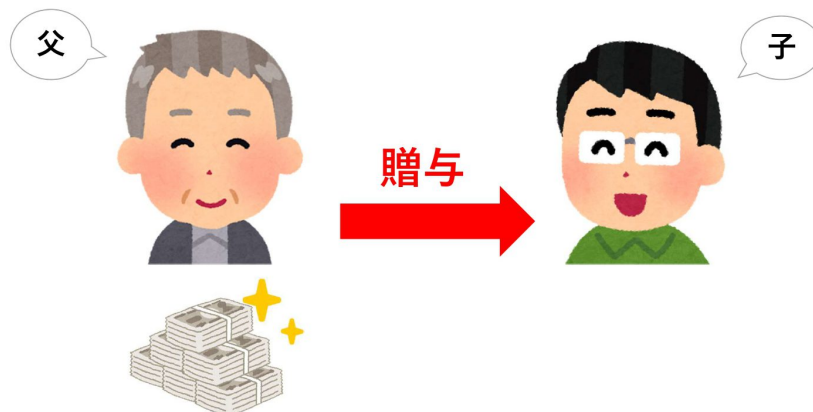
令和5年12月1日  
〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4  
株式会社堀口オフィス  
TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 今年の贈与をお忘れなく

令和5年度税制大綱で生前贈与加算制度の見直し（加算期間の延長）が行われました。

暦年贈与により生前に贈与を受けていた財産について、相続時に加算される贈与期間が令和5年に贈与した財産については相続前3年間の持ち戻しですが、令和6年からは相続前7年間に延長されます。

《令和5年に贈与した財産については持ち戻し期間3年》  
《令和6年に贈与した財産については持ち戻し期間7年》



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください